

(別添4)

地域雇用開発支援措置実施要綱

平成25年5月8日

(目的)

第1条 この要綱は、雇用機会が不足している地域内に居住する労働者に関し、当該地域の関係者の自主性及び自立性を尊重しつつ、就職の促進その他の地域雇用開発のための措置を講じ、もって当該労働者の職業の安定に資することを目的とする地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）に基づき、雇用開発促進地域や自発雇用創造地域など雇用機会が不足している地域において、地域雇用開発支援ワーキングチームの委員として委嘱又は任命された有識者等（以下「WT委員」という。）による支援を行うことを目的とする。

(支援対象)

第2条 支援対象は、自治体及び協議会等で、かつ、以下のいずれかに該当するものとする。

- (1) 同意自発雇用創造地域又は地域雇用創造計画を策定し、厚生労働大臣の同意を求めるところを検討している地域において、地域雇用開発を促進するために雇用の創造に資する事業を行う団体等
- (2) 実践型地域雇用創造事業（以下「実践事業」という。）、地域雇用創造推進事業（以下「パッケージ事業」という。）又は地域雇用創造実現事業（以下「実現事業」という。）を終了した地域において、地域雇用開発を促進するために雇用の創造に資する事業を行う団体等
- (3) その他雇用機会が不足している地域において、地域雇用開発を促進するために雇用の創造に資する事業を行う団体等

(支援措置の内容)

第3条 前条の規定に該当する支援対象への支援措置は、次の各号により行うものとする。

- (1) 雇用創造計画を策定し、厚生労働大臣に同意を求めるところを検討している地域において、実践事業の事業構想に関する助言・指導

- (2) 同意自発雇用創造地域において、実践事業、パッケージ事業又は実現事業の事業運営に関する助言・指導
- (3) 前号の各事業が既に終了している地域において、事業評価、事業終了後の計画等に関する助言・指導
- (4) その他、地域雇用創造に関する助言・指導及び事業評価等

(支援措置の方法)

第4条 前条に規定する支援措置は、次の各号により行うこととする。

- (1) 第2条に定める支援対象からの要請・要望、又は厚生労働省の命により、都道府県労働局と連携して、第3条各号の支援を行う。
- (2) 支援を行う期間（回数）は、地域雇用対策室において、所管労働局及びWT委員等と調整した上で決定する。
- (3) 前号の支援を行う場合には、WT委員に対して国の規程に基づき謝金、旅費等を支給する。

(支援措置の報告等)

第5条 支援措置を実施したWT委員は、別紙「地域支援報告書」（以下「報告書」という。）により、地域雇用対策室に報告しなければならない。

2 前項の報告のほか、WT委員は、厚生労働本省で開催される地域雇用創造に関する会議等に出席して報告等を行う場合がある。

(是正指導等)

第6条 地域雇用対策室は、前条の報告書の支援措置内容を審査の上、必要に応じ、所管労働局を通じて支援措置対象者等へ結果を通知し、是正指導等を行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域雇用開発支援措置に関し必要な事項は、地域雇用対策室長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 8 日から適用する。

〇〇地域支援報告書

別紙

平成 年 月 日

派遣地域名	市協議会	所属ブロック	ブロック
委員名		所管労働局	労働局
派遣用務			
派遣用務概要			
課題等			
指導・助言等の内容			
評価等意見 (好事例地域の有無)			
その他の意見等			